

福島県教育委員会令和7年2月定例会会議抄録

1 開催日時	令和7年2月7日（金）午後1時30分から
2 開催場所	教育委員室（県庁西庁舎5階）
3 出席者	大沼博文教育長、1番 高橋理里子委員、2番 正木好男委員（オンライン出席）、3番 吉津健三委員、4番 平塚康晴委員（オンライン出席）、5番 横田純子委員（オンライン出席）
4 議事内容及び経過	<p>(1) 開 会 午後1時30分、教育長から2月定例会の開会が告げられた。</p> <p>(2) 会議録署名委員の指名 教育長から、吉津委員と高橋委員が会議録署名委員として指名された。</p> <p>(3) 会期の決定 教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p> <p>(4) 記録係の指名 教育長から、猪俣副主査が記録係に指名された。</p> <p>(5) 理事兼政策監提出理由説明 教育長から理事兼政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。 理事兼政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。</p> <p>（説明概要）</p> <p>議案第1号については、福島県教育財産管理規則の一部を改正するもの。 議案第2号については、福島県教育職員免許状再授与審査会規則を制定するもの。 議案第3号については、福島県立特別支援学校学則の一部を改正するもの。 議案第4号については、令和7年度当初予算案のうち教育委員会関係の予算案について諮るもの。 議案第5号については、権利の放棄案について諮るもの。 議案第6号については、福島県立美術館条例の一部を改正する条例案について諮るもの。</p>

<p>(6) 会議（一部）非公開</p>	<p>議案第7号については、福島県立博物館条例の一部を改正する条例案について諮るもの。</p> <p>議案第8号については、福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案について諮るもの。</p> <p>議案第9号については、福島県立高等学校条例の一部を改正する条例案について諮るもの。</p> <p>議案第10号については、福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例案について諮るもの。</p> <p>議案第11号については、令和6年度教育・文化関係表彰の被表彰者の決定について、教育長臨時代理により処理したことについて承認を求めるもの。</p> <p>報告第1号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>協議事項については、令和7年度の教員系職員に係る人事異動について協議するもの。</p> <p>教育長から、本日の審議事項のうち、議案第4号から議案第11号、報告第1号及び協議事項について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。</p>
<p>(7) 議案審議 議案第1号</p>	<p>福島県教育財産管理規則の一部を改正する規則について（議案第1号）、施設財産室長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>吉津委員：使用許可による特例の取扱いの期限について、恒久化することによるデメリットがなければ、期限の恒久化を検討してはどうか。</p> <p>施設財産室長：期限の恒久化に向けて関係部局と協議をする中で、県の収入確保につながるという観点から入札を原則とするということ、また、使用許可に係る使用料が少額なの</p>

<p>議 案 第 2 号</p>	<p>に対し、業者からの手数料収入はそれなりの金額となり、間接的補助の性質を持っている点について、より適切な取扱いへと検討する必要があることなどの意見を踏まえ、今回の改正内容に至ったところである。今後、取扱いを検討してまいりたい。</p> <p>福島県教育職員免許状再授与審査会規則について（議案第2号）、義務教育課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>横田委員：免許状失効後、再授与を求める教員はいたのか。</p> <p>義務教育課長：これまでに、免許状失効となってから3年が経過した教員から再授与を求める申請はあった。なお、本規則による審査対象となるのは、法律が施行された令和4年4月以降に免許状を失効した者となる。</p>
<p>議 案 第 3 号</p>	<p>福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則について（議案第3号）、特別支援教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p>
<p>(8) 前回会議録の承認</p>	<p>教育長が、令和7年1月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p>
<p>(9) 議 案 審 議 議 案 第 4 号</p>	<p>令和7年度当初予算案（教育委員会関係部分）について（議案第4号）、財務課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 5 号</p>	<p>権利の放棄案について（議案第5号）、財務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>

議案第6号	福島県立美術館条例の一部を改正する条例案について（議案第6号）、社会教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第7号	福島県立博物館条例の一部を改正する条例案について（議案第7号）、社会教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第8号	福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案について（議案第8号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第9号	福島県立高等学校条例の一部を改正する条例案について（議案第9号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第10号	福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例案について（議案第10号）、特別支援教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第11号	教育長臨時代理による処理の承認について（議案第11号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
(10) 報告審議 報告第1号	訓告処分等について（報告第1号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり了承された。
(11) 協議事項	令和7年度人事異動（教員系）について（協議事項）、職員課長、義務教育課長、高校教育課長及び特別支援教育課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。
(12) 次回の日程	次回の定例会について、教育総務課長から令和7年3月24日（月）の午後とし、開始時間については今後調整する案が提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(13) 閉会	午後2時55分、教育長から閉会が告げられた。